

第11回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○平成24年8月1日(水) 午後7時00分から
○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 協議等

- (1) まちかどミーティングでの意見について

- (2) 西脇市自治基本条例（素案）について

- (3) 西脇市自治基本条例市民フォーラムについて
 - ・開催時期

 - ・検討体制

- (4) 今後のスケジュールについて

4 その他

今後の予定

○第12回西脇市自治基本条例検討委員会 平成24年10月22日（月）19：00～
パブリックコメントの対応について

5 閉 会

西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

西脇市自治基本条例案対照表

検討委員会案	修正案
<p style="text-align: center;">西脇市自治基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本理念及び基本原則（第3条－第7条）</p> <p>第3章 情報の共有のための制度（第8条－第11条）</p> <p>第4章 参画と協働のための制度（第12条－第14条）</p> <p>第5章 住民投票（第15条・第16条）</p> <p>第6章 地域自治組織等（第17条・第18条）</p> <p>第7章 市民・議会・執行機関等の役割責務等</p> <p> 第1節 市民（第19条－第21条）</p> <p> 第2節 議会（第22条－第24条）</p> <p> 第3節 市長及び市職員（第25条・第26条）</p> <p>第8章 市政運営（第27条－第39条）</p> <p>第9章 連携（第40条－第42条）</p> <p>第10章 条例の位置付けと見直し（第43条・第44条）</p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵みに育まれた自然豊かなまちで、「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできました。先人たちがたゆまぬ努力でこの地を守り、独自の文化の上に播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を育てて、今日の礎を築いてきました。また、日本標準時の東経135度と北緯35度が交差する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』を掲げた個性あるまちづくりに努めています。</p> <p>21世紀を迎え、急激に社会や経済環境が変化しています。多様化す</p>	<p style="text-align: center;">西脇市自治基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条）</p> <p>第3章 情報の共有のための制度（第5条－第8条）</p> <p>第4章 参画と協働のための制度（第9条－第11条）</p> <p>第5章 住民投票（第12条・第13条）</p> <p>第6章 地域自治組織等（第14条・第15条）</p> <p>第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等</p> <p> 第1節 市民（第16条－第18条）</p> <p> 第2節 議会（第19条－第22条）</p> <p> 第3節 市長及び市職員（第23条・第24条）</p> <p>第8章 市政運営（第25条－第38条）</p> <p>第9章 連携（第39条－第41条）</p> <p>第10章 条例の位置付けと見直し（第42条・第43条）</p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち西脇市は、加古川、杉原川、野間川の水の恵みに育まれた自然豊かなまちで、「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営んできました。先人たちがたゆまぬ努力でこの地を守り、独自の文化の上に播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業を育てて、今日の礎を築いてきました。また、日本標準時の東経135度と北緯35度が交差する地理的な特徴を生かし、『日本のへそ』を掲げた個性あるまちづくりに努めています。</p> <p>そのような中、急激な社会、経済環境の変化や地方分権の進展に伴</p>

る地域の課題を解決するため、地方分権に基づき、改めて西脇市の自治のあり方を見つめ直す時が来ました。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権を大切にしながら、人と人との絆を深め、地域と地域が交流し、皆が支えあうまちを、自らの手でつくりあげ、次の時代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体は市民であるという自覚を持ち、身近なところから地域社会及び市政の運営に参画すること、そしてさまざまな主体の協働による自治を創造することが必要です。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この 条例は、西脇市における自治の基本理念と主権者である市民の権利及び責務を明らかにするとともに、市民及び 市の果たすべき役割や 市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とします。

(定義)

第2条 この 条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に 利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公

い、多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、本市の自治のあり方を見つめ直す時がきました。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権を大切にしながら、人と人との絆を深め、地域と地域が交流し、皆が支えあうまちを、自らの手でつくりあげ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、自治の主体は市民であることを自覚し、身近なところから地域社会及び市政の運営に参画すること、そして様々な主体の協働による自治を創造することが必要です。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、本市の自治の基本規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本条例は、本市における自治の基本理念と主権者である市民の権利及び責務を明らかにするとともに、市民、市議会、市長等の果たすべき役割及び市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく 自立した地域社会を創造することを目的とします。

(定義)

第2条 この基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 市議会（以下「議会」といいます。）及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公

平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとします。

- (1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政を推進します。
- (2) 性別や年齢、国籍、民族、思想信条などに関わらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続可能な共生社会を形成します。

(補完性の原則)

第4条 市民及び市は、自治を推進するに当たって、まず市民自らが身近なところから協議や実践を行い、それを地域が、さらに市が補完していくことを原則とします。

(多様性の尊重)

第5条 市民及び市は、多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重することを原則とします。

(情報の共有)

第6条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原

平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとします。

- (1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政運営を行います。
- (2) 性別や年齢、国籍、民族、思想信条などに関わらず、~~市民~~一人ひとりの人権が尊重され、~~自治の推進に当たっては、~~その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、~~各~~地域が有する様々な資源を有効に活用することにより、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な共生社会を形成します。

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により、自治を推進するものとします。

- (1) 補完性の原則 まず市民自らが身近なところから協議や実践を行い、それを地域が、さらに市が補完していくこと。
- (2) 多様性の尊重 多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重すること。
- (3) 情報の共有 自治の推進に必要な情報を共有すること。
- (4) 参画と協働 それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を

<p>情報の共有に努めるとともに、まちづくり活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、前項に規定する<u>情報の共有</u>に当たっては、個人情報保護に十分配慮しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第4章 参画と協働のための制度 (参画への保障)</p> <p>第12条 市は、<u>市民参画による市政を推進するための制度及び施策を講じ、広く市民が参画する機会を保障しなければなりません。</u></p> <p>2 <u>市は、参画と協働を推進するため、市民に情報の提供を行うとともに、啓発を行い、学習の機会を提供するものとします。</u></p> <p>3 <u>市は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。</u></p> <p style="text-align: center;">(参画の推進)</p> <p>第13条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程への<u>市民参画を保障するため、次に掲げる事項については、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合等は、この限りではありません。</u></p> <p>(1) 市の重要な基本計画、方針等の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 市の基本的な制度を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市は、<u>市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。</u></p>	<p>情報の共有に努めるとともに、まちづくり活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、前項の<u>規定による情報の共有又は公開</u>に当たっては、個人情報保護に十分配慮しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">第4章 参画と協働のための制度 (参画と協働の推進)</p> <p>第9条 市は、<u>参画と協働による市政を推進するため、必要な情報及び学習の機会を提供するとともに、制度及び施策を講ずるものとします。</u></p> <p>3 市は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(参画の制度)</p> <p>第10条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程における<u>市民参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、別に定めるところにより、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合その他市長が特に認めた場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(1) 市の重要な基本計画、方針等の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 市の基本的な制度を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市長が認める施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市は、<u>前項の規定により市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。</u></p>
--	--

3 市民は、市に意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 市は、前項に規定する討議を促進するため、情報提供、意見交換の機会の提供等を行うよう努めるものとします。

(審議会等_____の運営)

第14条 執行機関は、審議会等_____の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。

2 執行機関は、審議会等_____の会議、会議資料及び会議の記録について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するものとします。

第5章 住民投票

(住民投票)

第15条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。

3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第16条 本市において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票実施に関する条例の制定を_____市長に請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。

3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、また、市長は必要に応じ、住民投票実施に関する条例を議会に提出することができます。

3 市民は、市に意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 市は、前項の規定による討議を促進するため、情報及び意見交換の場の提供等を行うよう努めるものとします。

(審議会等の附属機関の運営)

第11条 執行機関は、審議会等の附属機関の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。

2 執行機関は、審議会等の附属機関の会議、~~会議資料及び会議の記録等~~について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

第5章 住民投票

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。

3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議)

第13条 本市において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票実施に関する条例の制定について市長に請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。

3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、また、市長は必要に応じ、住民投票実施に関する条例の制定について発議することができます。

<p>4 市長は、前2項に定める条例が可決されたときはこれを実施しなければなりません。</p> <p>第6章 地域自治組織等 (地域自治協議会)</p> <p>第17条 市民は、地域の特性を生かした<u>地域自治</u>を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織(以下「地域自治協議会」といいます。)を_____設立することができます。</p> <p>2 一つの地域には、一つの地域自治協議会のみを設立することができます。</p> <p>3 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。</p> <p>4 地域自治協議会は、自らの<u>活動に責任を持って</u>、自主的かつ主体的に<u>地域自治の推進</u>に取り組むものとします。</p> <p>5 市は、<u>市民主体の地域自治を推進するため</u>、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。</p> <p>6 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。 (市民公益活動)</p> <p>第18条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動_____を尊重するとともに、_____その活動に対して<u>必要な支援</u>を行うものとします。</p> <p>第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等 第1節 市民 (市民の権利)</p> <p>第19条 市民は、市政に関する情報を知る_____権利及び市政に参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、<u>地域における自治活動、その他の公益的</u>活動を推進する</p>	<p>4 市長は、前2項に定める条例が可決されたときはこれを実施しなければなりません。</p> <p>第6章 地域自治組織等 (地域自治協議会)</p> <p>第14条 市民は、地域の特性を生かした<u>地域自治</u>を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織(以下「地域自治協議会」といいます。)を<u>一に限り</u>設立することができます。</p> <p>2 一つの地域には、一つの地域自治協議会のみを設立することができます。</p> <p>2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。</p> <p>3 地域自治協議会は、自らの<u>活動に責任の下に</u>、自主的かつ主体的な<u>活動</u>に取り組むものとします。</p> <p>4 市は、市民主体の地域自治を推進するため、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。</p> <p>5 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。 (市民公益活動)</p> <p>第15条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動(以下「公益活動」といいます。)を尊重するとともに、<u>必要に応じ</u>その活動に対して<u>必要な</u>支援を行うものとします。</p> <p>第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等 第1節 市民 (市民の権利)</p> <p>第16条 市民は、市政に関する情報の<u>開示を請求する</u>権利及び市政に参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、地域における自治活動、その他の公益的活動を推進する</p>
---	--

<p>われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。 (議会の責務)</p> <p>第23条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>2 議会は、広く市政を調査するとともに市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用に努めなければなりません。 (議員の役割及び責務)</p> <p>第24条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。</p>	<p>われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。 (議会の責務)</p> <p>第20条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>2 議会は、広く市政を調査するとともに市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用に努めなければなりません。 (議員の役割及び責務)</p> <p>第21条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。 (議会への委任)</p> <p>第22条 この条例に定めるもののほか、議会及び議員の活動原則に関する基本的事項については、別に定めるものとします。</p>
<p>第3節 市長及び市職員 (市長の役割及び責務)</p> <p>第25条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この____条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。 (市職員の責務)</p> <p>第26条 市職員(以下「職員」といいます。)は、<u>市民全体</u>のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、<u>創意工夫</u>し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。</p> <p>3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。</p> <p>4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。</p>	<p>第3節 市長及び市職員 (市長の役割及び責務)</p> <p>第23条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民<u>全体の</u>福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この<u>基本条例</u>に定める基本理念及び基本原則にのっとり、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。 (市職員の責務)</p> <p>第24条 市職員(以下「職員」といいます。)は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、一創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。</p> <p>3 職員は、自らも市民であることを自覚し、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。</p> <p>4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。</p>

第8章 市政運営

(総合計画)

第27条 市は、この 条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとします。

2 市は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めるため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとします。

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとします。

4 市は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

(説明責任)

第28条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について市民に分かりやすく説明するものとします。

(応答責任)

第29条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ適切に対応するものとします。

(行政組織)

第30条 市は、市民に分かりやすく、簡素かつ機能的な組織を編成するとともに、組織相互の連携、情報交換等が適切に行われるよう努めなければなりません。

(人事政策)

第8章 市政運営

(総合計画)

第25条 市長は、この基本条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとします。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見を適切に反映するため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとします。

3 執行機関は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとします。

4 市長は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

(説明責任)

第26条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について市民に分かりやすく説明するものとします。

(応答責任)

第27条 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、迅速かつ適切に対応するものとします。

(行政組織)

第28条 市は、市民に分かりやすく、簡素かつ機能的な組織を編成するとともに、組織相互の連携、情報交換等が適切に行われるよう努めなければなりません。

(人事政策)

第31条 市_____は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

2 市_____は、職員の能力の向上のための研修推進体制を充実し、自己研さんのための機会の保障に努めるとともに、人事考課制度を有効に活用することにより、多様化する公共的課題に対応できる職員の人材育成を図らなければなりません。

(政策法務)

第32条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を行使するとともに、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用に努めなければなりません。

(法令遵守及び公益目的通報)

第33条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を確保するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 市_____は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(行政手続)

第34条 執行機関は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

(危機管理)

第35条 執行機関は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 執行機関は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。

第29条 執行機関は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければなりません。

2 執行機関は、職場環境づくりに取り組むとともに研修の充実及び人事考課制度の有効活用を図ることにより、職員の能力を向上させ、多様化する市民ニーズや地域課題に対応できる人材育成を図らなければなりません。

(政策法務)

第30条 市は、自主的かつ自律的な市政運営を行うため、法令等の適切かつ自主的な解釈及び運用のもと、条例、規則等を制定する権限を行使するものとします。

(法令遵守及び公益目的通報)

第31条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を確保するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 市長は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(行政手続)

第32条 市_____は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

(危機管理)

第33条 市_____は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に災害等の不測の事態に備えるとともに、的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 市_____は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、的確に対処しなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時には、自らの安全を確保するとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力して対処しなければなりません。

第9章 連携

(国及び兵庫県との連携)

第40条 市は、自律した自治体として国及び兵庫県と対等の立場に立ち、適切な役割分担を行いながら、連携して自治の推進に努めるものとします。

(他の自治体等との連携)

第41条 市は、共通する地域課題の解決及び _____ 効率的、効果的な行政運営を行うため、他の自治体等と積極的に連携するものとします。

(国際及び国内交流)

第42条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員としての自覚を持ち、環境や経済、文化、教育など各分野において、国内及び海外の自治体や市民団体等との交流及び連携を進めるものとします。

第10章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第43条 この _____ 条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この _____ 条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この _____ 条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

(条例の運用及び見直し)

第44条 市長は、この _____ 条例を適正に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項に規定する 検討等を行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。

第9章 連携

(国及び兵庫県との連携)

第39条 市は、自律した自治体として国及び兵庫県と対等な立場で、 _____ 適切な役割を担いながら、 _____ 連携して自治の推進に努めるものとします。

(他の自治体等との連携)

第40条 市は、共通する地域課題を解決するとともに効率的、効果的な行政運営を行うため、他の自治体等と積極的に連携するものとします。

(国際及び国内交流)

第41条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員であることを自覚し、環境や経済、文化、教育など各分野において、国内及び海外の自治体や市民団体等との交流及び連携に努めるものとします。

第10章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第42条 この基本条例は、本市における自治についての基本規範であり、市民及び市は、この基本条例を遵守しなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この基本条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

(条例の運用及び見直し)

第43条 市長は、この基本条例を適正に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の規定による 検討等を行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。